

フォークリフトの災害を防止しよう！

フォークリフトを安全に使用し、災害のない職場にしましょう

滋賀県内でフォークリフトによる休業4日以上死傷災害は、平成18年から平成27年までの10年間で354人（平均35件/年）が被災し、毎年、全労働災害の約2.5%を占め、多発しています。

特に、死亡災害は平成8年から平成27年までの20年間で15人が被災され、平成27年はバック走行してきたフォークリフトに激突された死亡災害も発生しています。

その内訳は、フォークリフトや積荷などによる「はさまれ」災害が33.3%、積荷などによる「落下」災害が20.0%、作業員に接触する「激突され」災害が13.3%、道路走行中による「交通事故」が13.3%を占めています。

貴事業場では、フォークリフトによる労働災害のリスクを洗い出し、適切な対策を講じていますか？

このリーフレットでは、労働安全衛生関係法令や「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づくフォークリフトによる労働災害防止対策をとりまとめました。労使や荷主等関係者が一体となって、次に示す「フォークリフトによる労働災害防止のためのポイント」を参考に、フォークリフト災害の防止に取り組みましょう。



※イラストは厚生労働省資料から

フォークリフトによる労働災害防止のためのポイント

1 フォークリフトの運転資格の確認と教育

(1) 就業制限等（労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第11号、労働安全衛生規則第36条）

- 最大荷重1 t 以上のフォークリフト運転技能講習修了者であること。
- 最大荷重1 t 未満のフォークリフト運転特別教育修了者であること。

(2) 安全教育の実施（労働安全衛生法第60条の2）

- フォークリフト運転業務従事者に対して、定期的に安全衛生教育を実施すること。

2 定期自主検査等の実施

(1) 点検・定期自主検査の実施（労働安全衛生規則第151条の21、同151条の22、同151条の24、同151条の25、同151条の26）

- フォークリフトについては、損傷や故障などから生ずる災害を防止するため、作業開始前点検、月例検査、特定自主検査を実施すること。



厚生労働省

滋賀労働局 各労働基準監督署（大津 彦根 東近江）

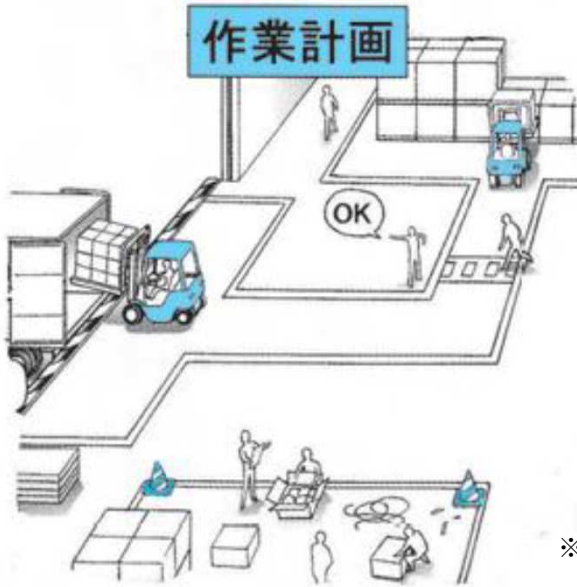
～ 働きやすい滋賀をめざして（労働災害ゼロ 業務上疾病ゼロへ）～

※このリーフレットやゼロ災ロゴマークは 滋賀労働局HPからダウンロードできます。

http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei.html

3 作業計画の作成、周知（労働安全衛生規則第151条の3）

- 作業場所、地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適合した運行経路及び作業方法を示した作業計画を定め周知すること。
- 特に、道路（公道等）の運行時の場合には、「交通事故」防止対策の計画を行うこと。



※イラストは大阪労働局資料から

4 作業指揮者の選任（労働安全衛生規則第151条の4）

- 複数でフォークリフト作業を行う際は、作業指揮者を定め、作業計画に基づいて作業すること。

5 フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- (1) フォーク等の下部への立入禁止をすること及びフォークリフトの用途外使用（荷のつり上げ、人の昇降など）をしないこと。
(労働安全衛生規則第151条の9、同151条の14)



※イラストは大阪労働局資料から

- (2) 偏荷重が生じないように積載し、荷崩れ防止措置を行うこと。
(労働安全衛生規則第151条の10)
- (3) シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時は、シートベルトを使用すること。
- (4) 停車時には、フォーク等を最低降下位置に置き、逸走防止措置を確実に行うこと。（労働安全衛生規則第151条の11）
- (5) マストとヘッドガードにはさまれる災害防止のため、運転席から身を乗り出さないこと。

- (6) 運転席等が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全带等の使用等の墜落防止措置を講じること。
- (7) 急停止、急旋回を行わないこと。
- (8) 荷役作業場の制限速度を遵守すること。（労働安全衛生規則第151条の5）
- (9) バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
- (10) フォークに荷を載せての前進時は、前方（荷の死角）の安全確認を徹底すること。
- (11) 構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触防止のため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰などから飛び出さないこと。

6 構内でフォークリフトを使用するルール（制限速度、安全通路など）を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。

7 通路の死角部分へのミラーの設置などを行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。

8 フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

9 騒音作業環境に合ったパトランプや走行ブザーによるフォークリフト走行時の警報装置を設けること。

10 その他実施事項

(1) 職場巡視の実施（労働安全衛生規則第6条）

○安全管理者はフォークリフト作業場を巡視し危険防止の措置をすること。

(2) 接触防止措置の実施（労働安全衛生規則第151条の7）

○フォークリフトや荷との接触危険箇所への立入禁止、運行経路と歩道の分離、誘導者の配置、標識の設置等を行うこと。

(3) リスクアセスメント等の実施（労働安全衛生法第28条の2）

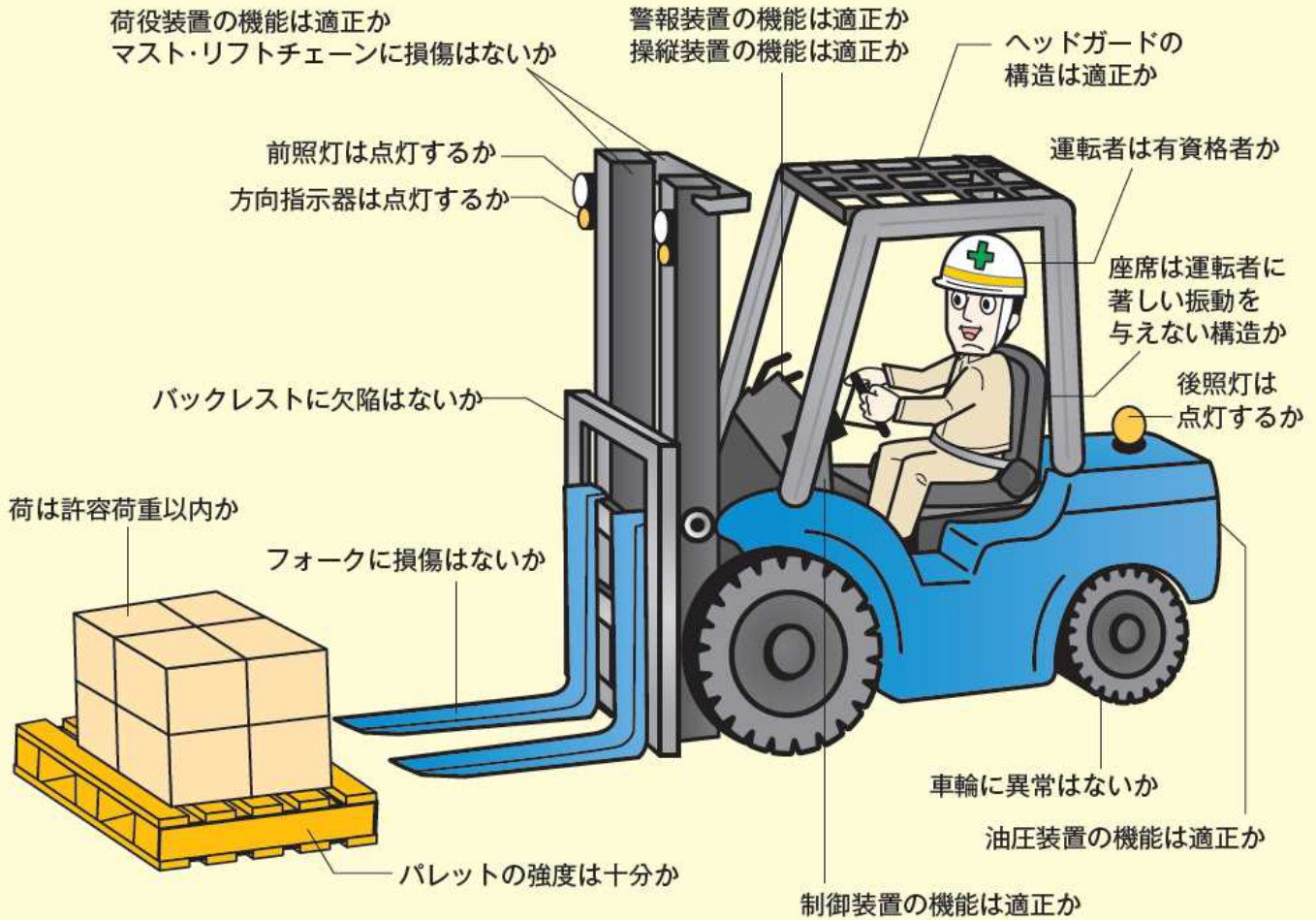
○フォークリフト関連作業への事前の危険性を把握し、リスクの低減を図ること。

特に、荷主事業場の構内等でフォークリフト作業を行う時の荷主側のポイント

- 1 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有しているか確認する。有していない場合は自社の資格者で運転する。
- 2 所有するフォークリフトの定期自主検査等（特定自主検査等）を実施する。
- 3 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するために、荷主等の労働者による荷役作業に関し、必要な安全教育を行う。
- 4 荷主等の管理する施設では、
 - (1) 構内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示する。
 - (2) 構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等とともにフォークリフト運転者にこれを周知する。
 - (3) フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分する。

5 陸運業者等とフォークリフトを含む荷役作業に関して、安全に作業することについて、適宜協議を行う。

安全作業のためのチェック項目



※イラストは大阪労働局資料から

【参考情報：関連サイト】

- 「職場のあんぜんサイト」
フォークリフトを含め、労働災害事例の検索などができます。
- 「リスクアセスメント等関連資料・教材一覧 | 厚生労働省」
フォークリフト災害を含め、リスクアセスメントによる措置を推進しましょう。
- 「事例・統計情報（安全衛生関係） - 滋賀労働局 - 厚生労働省」
本リーフレットを含め、滋賀労働局等のリーフレットを掲載しています。
- 「安全衛生関係リーフレット等一覧 | 厚生労働省」
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」ほか

職場の安全サイト

検索

リスクアセスメント 資料教材

検索

滋賀労働局 安全衛生 事例統計

検索

安全衛生 リーフレット

検索

他の業種にも応用できるため
滋賀労働局/各監督署では他の業種を含め
このガイドラインによる対策を指導しています